

# 児童発達支援に係る報酬・基準について 《論点等》

# 児童発達支援の概要

## ○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

## ○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

## ○ 主な人員配置

### ■ 児童発達支援センター

- ・ 児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

### ■ 児童発達支援センター以外

- ・ 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 10:2以上  
※ うち半数以上は児童指導員又は保育士
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

## ○ 報酬単価（令和元年10月～）

### ■ 基本報酬

#### ■ 児童発達支援センター（利用定員に応じた単位を設定）

- ・ 難聴児・重症心身障害児以外 777～1,085単位
- ・ 難聴児 974～1,383単位
- ・ 重症心身障害児 923～1,330単位

#### ■ 児童発達支援センター以外（利用定員に応じた単位を設定）

- ・ 重症心身障害児以外（主に未就学児を受け入れる事業所） 435～830単位
- ・ 重症心身障害児以外（主に未就学児以外を受け入れる事業所） 361～706単位
- ・ 重症心身障害児 836～2,096単位

### ■ 主な加算

#### 児童指導員等加配加算（Ⅰ，Ⅱ）

→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算

（施設種別，利用定員，提供児童等に応じた単位を設定）

- ・ 理学療法士等 25～418単位
- ・ 児童指導員等 18～309単位
- ・ その他従業者（資格要件なし） 10～182単位

#### 看護職員加配加算（Ⅰ～Ⅲ）

→ 医療的ケアを要する児童を一定以上受け入れている事業所が、基準人員に加え、看護職員を加配した場合に加算

（利用定員，加配人数に応じた単位を設定）

- ・ 難聴児・重症心身障害児以外 24～201単位（センタ-），80～600単位（センタ-以外）
- ・ 難聴児 44～300単位（センタ-）
- ・ 重症心身障害児 80～200単位（センタ-），133～800単位（センタ-以外）

## ○ 事業所数

6,932（国保連令和 2年 4月実績）

## ○ 利用者数

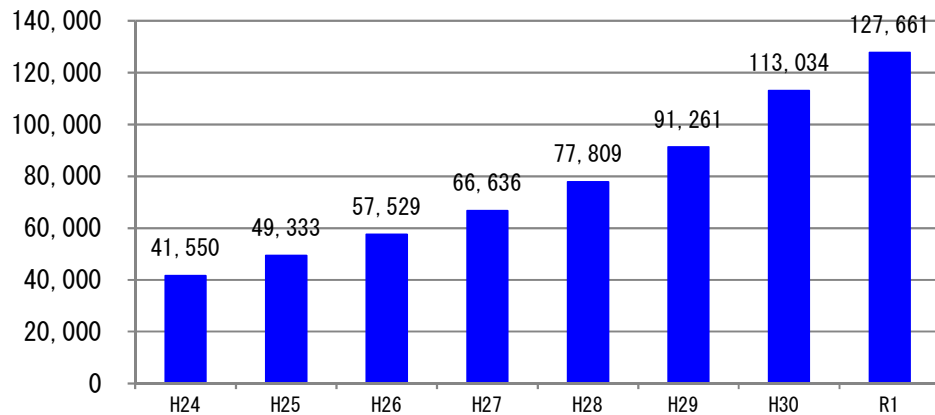
89,848（国保連令和 2年 4月実績）<sup>1</sup>

# 児童発達支援の現状

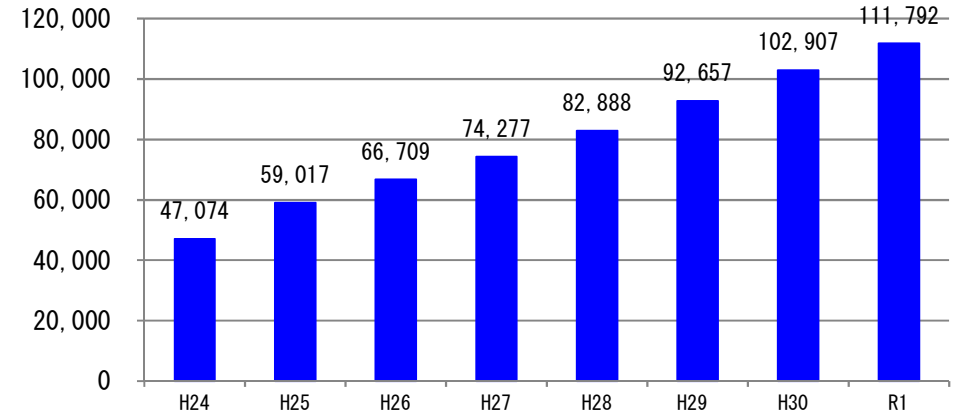
## 【児童発達支援の現状】

- 令和元年度の費用額は約1,277億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の4.6%、障害児支援全体の総費用額の26.6%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数のいずれも増加傾向にある。

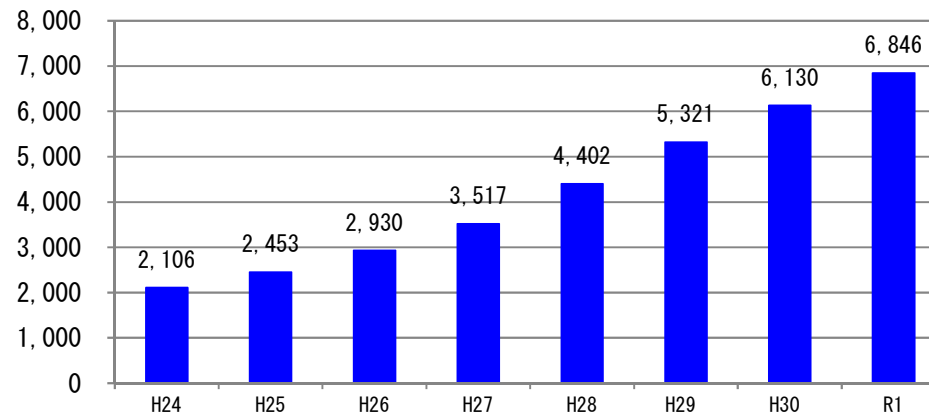
### 費用額の推移(百万円)



### 利用者数の推移(一月平均(人))



### 事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

# 関係団体ヒアリングにおける主な意見（児童発達支援）

No	意見等の内容	団体名
1	○児童発達支援センターと同等のトータルな支援（集団支援・個別支援・生活支援・食事支援等）を4時間以上行っている場合は、基本単価の見直しまたは生活支援への加算が必要。	全国児童発達支援協議会
2	○定員別の報酬単価の差の緩和し、11名以上で安定して事業運営できる単価の設定が必要。あわせて、定員規模に応じて加配できる人数を設定する必要がある。（例：定員10名ごとに1名（Ⅰ）もしくは2名（Ⅱ）の加配を可能とする）	全国児童発達支援協議会
3	○医療型と児童発達支援センター（福祉型）の障害種別に設定されている職員配置・設備基準や報酬を一元化すること。	全国児童発達支援協議会
4	○生活モデルの発達支援を大切にするため、医療型と福祉型に関係なく保育士及び児童指導員の配置基準を同等にする必要がある。	全国児童発達支援協議会
5	○重度の子どもやケアニーズの高い子どもの受入れのために児童発達支援センターの保育士・児童指導員の配置基準を3:1まで引き上げる必要がある。	全国児童発達支援協議会
6	○OT・PT・ST・公認心理師・ソーシャルワーカーの配置を加算で評価する必要がある。	全国児童発達支援協議会
7	○児童指導員対象に新たな専門研修を設け、研修受講者を算定する場合は専門職員等（イ）と同等とすること。また、専門職員等（イ）に教員免許取得者、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等、福祉分野の国家資格取得者を含め統合を図ることが必要。	全国児童発達支援協議会
8	○児童発達支援センターの職員配置基準について、実態に合わせて3:1以上とするとともに、それに見合った報酬単価とする必要がある。	日本知的障害者福祉協会
9	○基準以上に手厚く人員を配置している児童発達支援センターに対しては、加配に応じた報酬上の評価が必要である。	日本知的障害者福祉協会
10	○以下の課題があるため、重症児対象の児童発達支援等の定員区分による報酬の低減は撤廃もしくは大幅な見直しが必要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重症児を対象とした児童発達支援等の報酬は、定員が1名増すごとに報酬は低減し、11名以上になると60%以上の減となる。</li> <li>・重症児者は、医療的ケアの有無にかかわらず、原則1対1のケアがなければ活動に参加することが困難であり、定員にかかわらず手厚い支援が必要である。</li> <li>・定員11名以上で、かつ重症児（児童）を受け入れているのは、その地域において重症児者在宅福祉の中核を担っている事業所が多く、赤字になるからと言って、児童の利用を制限できる状況ではない。</li> </ul>	全国重症心身障害日中活動支援協議会

# 児童発達支援に係る報酬・基準について

## 児童発達支援に係る論点

論点 児童発達支援における基本報酬の見直し

# 【論点】 児童発達支援における基本報酬の見直し

## 現状・課題

- 児童発達支援センターは、地域の中核的な支援機関として、専門的な知識・技術に基づく支援を行う役割がある。
- 令和元年度に行われた財務省の予算執行調査では、児童発達支援について以下のことが指摘された。
  - ・児童発達支援センターと比較して、その他の事業所は、平均収支差率が著しく高いこと  
(児童発達支援センター 0.1%、その他の事業所 19.2%)
  - ・利用定員規模別にみると、定員10人以下の事業所は、11人以上の事業所と比較して平均収支差率が著しく高いこと  
(10人以下 24.0%、11~20人以下 5.7%、21人以上 ▲26.0%)また、定員21人以上のその他の事業所については、平均収支差率が著しく低くなっている。  
なお、財務省の予算執行調査については、平成29年度決算における収支であることに留意が必要。
- 基本報酬について、適用される定員区分を超えて、1つ上の定員規模の区分に移った場合の報酬単価の下落幅が大きいとの声がある。

## 論 点

- 児童発達支援センターと比較して、その他の事業所は収支差率が高いという指摘について、どう考えるか。
- 基本報酬の定員区分が変わることによる差が大きくなることについて、どう考えるか。
- ※ 児童発達支援センターにおいて、より支援が難しい児童を受け入れ、専門職を加配した場合の評価については、「障害児通所支援(共通事項)に係る報酬・基準について」において別途検討。

## 検討の方向性

- 経営実態調査における定員規模別の平均収支差率なども踏まえ、基本報酬の見直しを行ってはどうか。

## 児童発達支援の基本報酬と適用事業所数

基本部分			事業所数		
児童発達支援センターで行う場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1)定員30人以下	1,085単位	474	
		(2)定員31人以上40人以下	1,004単位	105	
		(3)定員41人以上50人以下	929単位	48	
		(4)定員51人以上60人以下	858単位	9	
		(5)定員61人以上70人以下	829単位	6	
		(6)定員71人以上80人以下	803単位	14	
		(7)定員81人以上	777単位	10	
	ロ 難聴児の場合	(1)定員20人以下	1,383単位	12	
		(2)定員21人以上30人以下	1,190単位	11	
		(3)定員31人以上40人以下	1,074単位	1	
		(4)定員41人以上	974単位	1	
	ハ 重症心身障害児の場合	(1)定員15人以下	1,330単位	20	
		(2)定員16人以上20人以下	1,039単位	2	
		(3)定員21人以上	923単位	7	
児童発達支援センター以外で行う場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下	830単位	5,421
			(二)定員11人以上20人以下	559単位	271
			(三)定員21人以上	435単位	83
		(2)上記以外	(一)定員10人以下	706単位	284
			(二)定員11人以上20人以下	467単位	5
			(三)定員21人以上	361単位	1
	ホ 重症心身障害児の場合	(1)定員5人	2,096単位	408	
		(2)定員6人	1,755単位	7	
		(3)定員7人	1,509単位	5	
		(4)定員8人	1,325単位	7	
(5)定員9人		1,183単位	2		
(6)定員10人		1,068単位	6		
(7)定員11人以上		836単位	12		
ヘ 共生型児童発達支援給付費			562単位	23	
ト 基準該当児童発達支援給付費	(1)基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)		667単位	15	
	(2)基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)		562単位	3	

※事業所数は、国保連データ(令和2年4月サービス提供分)。開所時間減算の適用事業所数等を含む。



## 財務省 令和元年度予算執行調査(児童発達支援)の調査結果①

## 総括調査票

調査事案名	(20) 障害福祉サービス等報酬		調査対象 予算額	平成30年度：231,972百万円の内数 (参考 令和元年度：280,993百万円の内数)			
省庁名	厚生労働省	会計	一般会計	項	障害保健福祉費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省			目	障害児入所給付費等負担金	取りまとめ財務局	—

## ①調査事案の概要

## 【事案の概要】

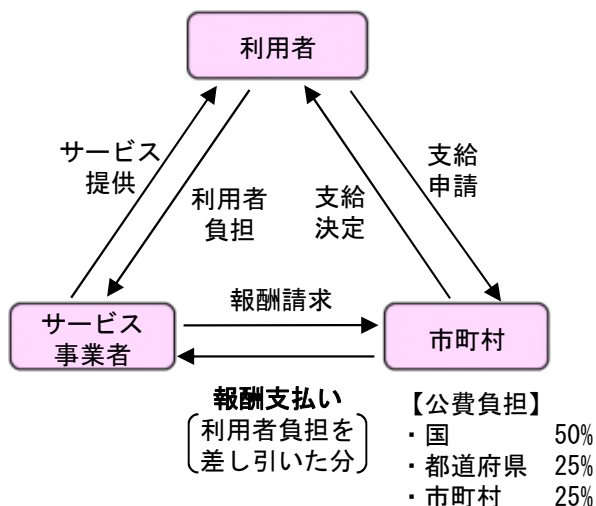
障害福祉サービス等報酬とは、障害者や障害児に福祉サービスを提供する事業者により、その対価として公費から支払われる給付費である。サービスの種類によって、提供に係る人件費や物件費といった費用が異なることを踏まえ、サービスの種類ごとに報酬単価が定められている。

障害福祉サービス等のうち、児童発達支援は、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものである（例：着替え、排せつ、部屋の片付け等）。

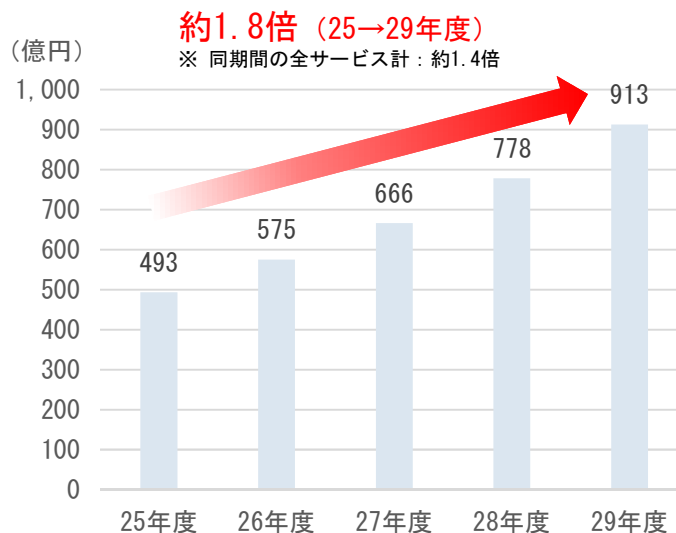
障害福祉サービス等に係る給付費は、全体として近年増加してきているが、児童発達支援について見ると、その伸びは著しく、総費用額の伸び率は、障害福祉サービス等の全サービス平均の総費用額の伸び率を上回っている。また、事業所数の伸び率も、全サービス平均の事業所数の伸び率を上回っている。

厚生労働省の「平成29年障害福祉サービス等経営実態調査」（以下「平成29年経営実態調査」）によれば、児童発達支援事業所の平均収支差率（（収入-支出）/収入）は4.8%であり、全サービスの平均収支差率5.9%を下回っている。一方、多くの事業所が参入している中、事業所の類型や利用定員に応じた収支の実態を検証し、今後の適切な報酬設定につなげていくことが重要と考えられる。

## 障害福祉サービス等報酬の支払いの基本的な流れ

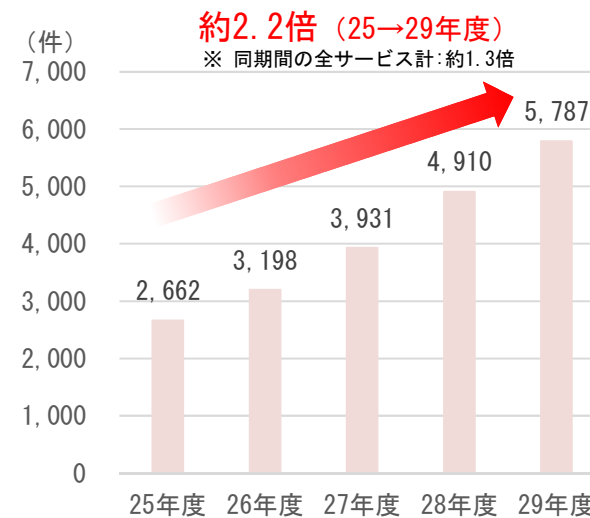


## 児童発達支援の総費用額



(出所) 国保連データから作成

## 児童発達支援の事業所数



(出所) 国保連データから作成 (各年度3月の事業所数)



# 財務省 令和元年度予算執行調査(児童発達支援)の調査結果②

## 総括調査票

調査事案名 (20) 障害福祉サービス等報酬

### ②調査の視点

#### 1. 事業所類型別の報酬設定

児童発達支援事業所には、以下の2類型があり、それぞれ異なる報酬単位が定められている。

##### ① 児童発達支援センター (以下「センター」)

：児童発達支援に加え、地域の中核的な施設として、関連するサービスも提供

##### ② センター以外の事業所 (以下「その他事業所」)

：児童発達支援のみを提供

センターとその他事業所の収支状況を把握するため、全事業所を対象に、調査を行った。

#### 2. 利用定員別の報酬設定

児童発達支援事業所は、利用定員の規模に応じて報酬単位が定められている。

その他事業所の利用定員別の収支状況を把握するため、全事業所を対象に、調査を行った。

#### 【調査対象】

平成30年4月1日時点で児童発達支援の指定を受けている事業所(平成31年4月1日時点で、当該サービスを休止・廃止している事業所は除く。)

調査対象数 6,950件

回答数 4,471件

回答率 64.3%

### ③調査結果及びその分析

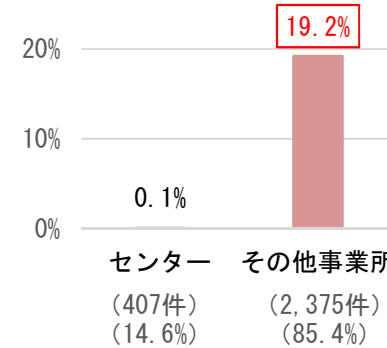
#### 1. 事業所類型別の報酬設定

- その他事業所については、センターとの人員基準等の差を踏まえ、相対的に低い報酬が設定されている。【表】
- 一方、調査の結果、その他事業所は、センターと比較して平均収支差率が著しく高いことが確認された。報酬は収入の大宗(両者とも8割程度)を占めており、現行の報酬が、事業所の類型により異なるコストをきめ細かく反映できていない可能性がある。【図1】

【表】センターとその他事業所の比較(概要)

	センター	その他事業所
人員配置	児童指導員及び保育士 4:1以上	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
	児童指導員 1人以上 保育士 1人以上 等	うち半数以上は、児童指導員又は保育士 等
基本報酬	774~1,081単位 (難聴児・重症心身障害児以外の場合)	433~827単位 (重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所)の場合) 等

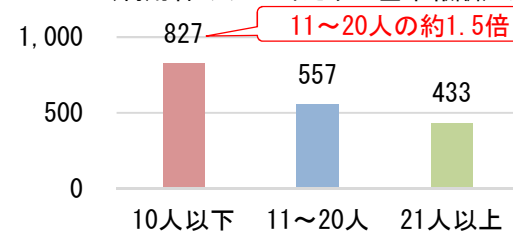
【図1】平均収支差率(平成29年度)※1



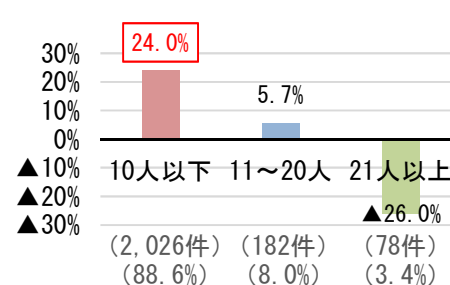
#### 2. 利用定員別の報酬設定

- その他事業所のうち、利用定員10人以下の事業所の報酬は、11人以上の報酬と比較して高く設定されている。【図2】
- 調査の結果、利用定員10人以下の事業所は、11人以上の事業所と比較して平均収支差率が著しく高いことが確認された。報酬は収入の大宗(いずれも7~8割程度)を占めており、現行の報酬が、利用定員により異なるコストをきめ細かく反映できていない可能性がある。【図3】

【図2】その他事業所の利用定員別報酬単位(利用者1人1日当たりの基本報酬)※2



【図3】平均収支差率(平成29年度)※1



※1 【図1】【図3】の件数・割合は、調査の回答件数と、回答件数全体に占める割合。

※2 重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所)の場合の報酬単位。

### ④今後の改善点・検討の方向性

#### 1. 事業所類型別の報酬設定

その他事業所の収支差率は、障害福祉サービス等全体の平均収支差率(5.9%(平成29年経営実態調査))を大きく上回っている可能性がある(注)ことも踏まえ、次期報酬改定において、その他事業所の報酬について、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう、適正化を図る余地がある。

(注)平成29年経営実態調査と今回の調査結果は、質問項目の相違により、「収入」「支出」の範囲が異なりうるため、収支差率の単純な比較はできない点に留意する必要がある。

#### 2. 利用定員別の報酬設定

1. で述べた、その他事業所の報酬の適正化に当たっては、特に定員規模10名以下の事業所の報酬について、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう精査すべきである。